

平成21年 3月31日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18330008
 研究課題名（和文） ウェストミンスター・モデルの再検証と立憲主義憲法論の可能性についての総合的研究
 研究課題名（英文） Reconsideration on the Westminster Model Constitutions and the Future of Constitutionalism
 研究代表者 松井 幸夫（MATSUI YUKIO）
 関西学院大学・司法研究科・教授
 研究者番号：30135892

研究成果の概要：

現代の日本の政治改革において参照されたのは、イギリスをモデルとした小選挙区制、二大政党と政治的リーダーシップ、選挙による政権交代等であった。しかし、当のイギリスやその影響下の諸国では、ウェストミンスター・モデルと呼ばれる、このような政治システムの変容や再検討や、そこからの離脱傾向が強まっている。

本研究は、このような実態と理論状況を明らかにし、現代立憲民主主義の憲法理論構成の方向性を明らかにする視座を得た。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2007年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2008年度	2,800,000	840,000	3,640,000
年度			
年度			
総計	10,800,000	3,240,000	14,040,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・憲法学

キーワード：憲法、憲法改革、ウェストミンスター・モデル、立憲民主主義、コモンウェルス

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本、とりわけ日本の政治改革におけるイギリス・モデル（いわゆるウェストミンスター・モデル）への関心

(2) 近年のイギリス、とくに1997年の労働党政権発足以降の「憲法改革」以降の憲法変動やヨーロッパ統合の進展によるイギリスの憲法構造の変容

(3) そのなかでのウェストミンスター・モデルの変容・再評価・再検証の動き

(4) イギリスの影響が強いコモンウェルス諸国におけるウェストミンスター・モデルからの離脱傾向や再検証の動き

(5) これら動きを背景とした憲法理論の新たな動き

2. 研究の目的

(1) ウェストミンスター・モデルとされるものは日本の政治改革のひとつのモデルとなったが、当のイギリスやコモンウェルス諸

国においては、むしろこのモデルからの離脱傾向が顕著となってきていることから、その実態を把握すること

(2) このような変化に対応したイギリスの憲法理論の動向を把握すること

(3) これら憲法構造と理論の変動を立憲主義の現代的変容という歴史的パースペクティブのなかに位置づけて、現代立憲主義の憲法理論の可能性を検討すること

3. 研究の方法

(1) イギリス憲法を研究する13名からなる恒常的研究組織(研究代表者と12名の研究分担者。最終年度は研究代表者と4名の研究分担者および8名の連携研究者)をつくり、各メンバーの担当課題を明確にして総合的な共同研究を進めた。

(2) 毎年夏期に3日の合宿研究会を開催し、参加者全員が自分の担当課題についての研究成果を報告し、共同研究として成果を共有し深化させた。

(3) また、春と秋の学会時に研究会を開催し、特定問題についての議論と認識を深めた。なお、これら研究会では、イギリス憲法を研究する大学院生を含む研究協力者も参加して、報告と議論を行った。

(4) さらに、外部から政治学等を研究する研究者を講師に招いて、他分野での研究成果の吸収に努めた。

(5) 研究代表者を中心に、原則チームを組んだ外国調査(イギリスとニュージーランド)を行い、研究対象の実態把握を行った。

(6) 共同研究としての研究の進展と成果をあげるために、研究全体を総括する研究代表者の下に複数の補佐役を置き、必要に応じて緊密に連絡を取って研究の円滑かつ効果的な推進をはかった。

4. 研究成果

(1) 1997年のニュー・レイバー(新しい労働党)政権発足以降の「憲法改革(constitutional reform)」(現在のブラウン政権では「憲法刷新(constitutional renewal)」という言葉が使われる)の展開を踏まえて、イギリスにおけるウェストミンスター・モデルの変容と再検証については、以下のような問題について成果を得ることができた。

①ウェストミンスター・モデルの基本をなす国民(選挙民)－国会(庶民院)－内閣という一元的な多数者支配型のシステムについては、ニュー・レイバー初期に掲げられた選挙制度(小選挙区制)改革の課題は頓挫したままであり、より民主的な第二院を課題とする貴族院改革も具体的には進行していないが、それらをめぐる議論は引き続いて行われているとともに、国会審議の手続や国王大

権(イラク開戦問題を踏まえた戦争開始権限を含む)についての改革が進展しつつある。

②ウェストミンスター・モデルの一元的な統治構造のイギリスにおける法的原理である国会主権に変化を与える各地域への分権構造は、スコットランドおよびウェールズについては分権議会がスタートして10周年を迎え、また、複雑な対立を抱える北アイルランドについても一応安定的に推移している。このうち、スコットランドでは独立を掲げるスコットランド国民党が少数政府を担っているが、この独立問題が顕在化しつつあった。しかし、2008年秋の世界金融危機に直面して状況が混迷化してきている。しかし、いずれにせよウェストミンスター・モデルを変容させる分権構造は定着してきている。

③EU改革条約(リスボン条約)の批准手続の進行に見られるヨーロッパ統合のいっそうの進展や、ヨーロッパ人権条約を国内法化した人権法の定着によって、国会＝内閣の法形成・政策決定の範囲はヨーロッパ基準によってますます制約されてきている。このようななかで、裁判所の果たす役割が拡大し積極化してきていることが特徴である。

同時に、これまで最高裁判所としての役割を果たしてきた貴族院の上訴管轄権が廃止され、2009年10月には連合王国最高裁判所が新たにスタートすることとなり、また、司法裁判所の外で行政裁判機能を担うものとして発展し、時には法の支配に対する脅威ともされてきた行政審判所の裁判所化ははかられることとなった。

(2) 本研究では、ウェストミンスター・モデルを再検討するための素材として、対象をイギリス憲法の影響が強いコモンウェルス諸国に広げ、なかでもニュージーランド憲法について一定の成果を得ることができた。

ニュージーランドはイギリスと同じく国会主権原理をとる非成典憲法国、軟性憲法国であり、1950年には国会の第二院を廃止した一院制となって、イギリス以上にイギリス的なウェストミンスター・モデルの典型国とされてきた。しかし、小選挙区制の選挙制度を、1993年の国民投票を経てドイツ型の比例代表制に変更し、96年の最初の選挙以降連立政府を常態とする合意形成型のシステムへと大きく転換した。本研究では、この転換の原因・理由および転換後の状況と問題等について検討するとともに、ニュージーランド建国の基礎となっている1840年の先住民との間でのワイタングィ条約特殊な一についての検討により、一定の成果を得ることができた。

(3) ウェストミンスター・モデルをめぐるこのような憲法変動については、レイプハルトをはじめ国際的にも注目すべき研究が注

目され、それら研究は日本においても日本の政治改革の評価をめぐる論争にも影響を与えている。しかし、ウエストミンスター・モデルの典型国における憲法動態を正確に理解・把握した研究はほとんどなく、そのようななかで本研究は大きな成果をあげたといえよう。

また、本研究が主たる対象としたイギリスの憲法学説・理論においても、さまざまな新しい動きが出てきており、本研究はそれらも研究の対象として、ウエストミンスター・モデルの変容をめぐるイギリス憲法学の理論動向を、同モデルの価値を重視する「民主主義派」と、より人権に基礎を置いた多元的価値と裁判所の役割を重視する「立憲主義派」とに分けて整理する試みも、本研究のメンバーからなされている。この分類については、なお検討する必要があるが、イギリス憲法学事態の変化・変容の研究として大きな意味を持つ成果であるといえよう。

(4) 本研究で達成された成果のいくつかについては、後掲する論文や図書においてすでに公表されたものもあるが、未公表の成果を含めてそれらを集約して公表するために、次年度の研究成果公開促進費の助成をめぐりたいと考えている。

また、研究代表者は世代交代するが、本研究で残された課題を含む研究を継続・発展させるために、本研究のメンバーを中心とした科学研究補助金の申請を行っている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計29件)

1. 愛敬浩二、イギリスにおける憲法制定権力論の復権?、名古屋大学法政論集、査読無、225号、2008年、441-462頁
2. 愛敬浩二、リベラリズム法理論の現在、法律時報、査読無、増刊、2008年、38-43頁
3. 江島晶子、「安全と自由」の議論における裁判所の役割—ヨーロッパ人権条約・2005年テロリズム防止法(イギリス)・コントロール・オーダー—、法律論叢(明治大学)、査読無、2008年、81巻2・3号、1-49頁
4. 大田肇、戦争と軍隊に思いをはせる場、人権21・調査と研究、査読無、192号、2008年、28-31頁
5. 榎原秀訓、イギリスにおける公私協働—サードセクターによる公共サービスの提供、法律時報、査読無、80巻11号、2008年、81-84頁
6. 榎原秀訓、行政の市場化・契約化と新自由主義、法の科学、査読無、39号、2008年、37-39頁
7. 榎原秀訓、PFI-イギリスとの比較を

中心にして、財政法叢書(日本財政法学会編「公業務の私化と財政法統制」、査読無、24号、2008年、49-68頁

8. 柳井健一、対テロ法制と不文憲法の「変動」、憲法理論叢書(憲法理論研究会編「憲法の変動と改憲問題」)、査読無、15号、2007年、127-142頁

9. 江島晶子、国際人権条約を介した議会と裁判所の新たな関係—2005年テロリズム防止法とヨーロッパ人権条約—、法律論叢、査読無、79巻4・5号、2007年、69-108頁

10. 江島晶子、9・11以降のテロリズムに対するイギリスの対応—1998年人権法およびヨーロッパ人権条約の下で—、比較法研究、査読無、68号、2007年119-116頁

11. 江島晶子、「監視社会」と人権、公法研究、査読無、69号、2007年、125-137頁

12. 江島晶子、人権に対する挑戦：イギリスの状況—1998年人権法とヨーロッパ人権条約、国際人権、査読無、19号、2007年、21-29頁

13. 江島晶子、テロリズムと人権—多層的人権保障メカニズムの必要性と可能性、社会科学研究所(東京大学社会科学研究所)、査読無、59巻1号、2007年35-56頁

14. Akiko EJIMA、The Emergence of the European Constitutional Law or Symbiosis of the Domestic Constitutional Laws and the International Human Rights Treaties: From a Japanese Perspective、Japanese Reports for the XVIIth International Congress of Comparative Law (ICCLP Publications)、査読無、10号、2007年、199-210頁

15. 松原幸恵、日本における市民立法の現状と課題、山口大学教育学部研究論叢、査読無、56巻第1部、2007年、17-25頁

16. 大田肇、イギリス軍法会議とイラク占領、人権と社会、査読有、2号、2007年、109-122頁

17. 榎原秀訓、イギリスにおける審判所改革、行財政研究、査読無、67号、2007年、18-27頁

18. 榎原秀訓、ブレア政権の審判所改革、南山法学、査読無、31巻1・2号、2007年、133-162頁

19. 榎原秀訓、ブレア政権の司法改革—2005年憲法改革法—、比較法研究、査読無、68号、2007年、189頁

20. 榎原秀訓、イギリスにおける行政民間化と労働者、労働法律旬報、査読無、1641号、2007年、65-68頁

21. 倉持孝司、プライバシーの権利と、私生活・私的生活の尊重—憲法学の視点から、国際人権、査読無、17号、2006年、40-44頁

22. 植村勝慶、イギリス労働党政権の「安全」政策の一側面、名古屋大学法政論集、査読無、

- 213号、2006年、231-253頁
23. 江島晶子、憲法と「国際人権」－国際システムと国内システムの共生－、憲法問題、査読無、17号、2006年、7-19頁
24. 江島晶子、イギリス議会制民主主義と「憲法改革」－イギリス・ウェストミンスター・モデル再考－、ジュリスト、査読無、1311号、2006年、92-100頁
25. 鈴木眞澄、EUにおける「執行権支配」と「法の支配」－環境保護枠組決定事件を素材として－(1)、龍谷法学、査読無、38巻4号、2006年、44-66頁
26. 榊原秀訓、市場化テストの仕組みと問題点、月刊司法書士、査読無、416号、2006年、2-11頁
27. 榊原秀訓、英国版「市場化テスト」の教訓、地方自治職員研修、査読無、546号、2006年、27-29頁
28. 榊原秀訓 (家田愛子と共著)、市場化テストの問題点－イギリスの経験に照らして、建設政策、査読無、108号、2006年、2-8頁
29. 榊原秀訓、イギリスのNPMと市場化テスト問題、国公労調査時報、査読無、520号、2006年、4-10頁

〔学会発表〕(計 2件)

1. 柳井健一、グローバリゼーション・新自由主義と憲法理論の変容、全国憲法研究会秋季研究総会、2008年10月13日、國學院大学常盤松ホール
2. 柳井健一、対テロ法制と不文憲法の「変動」、憲法理論研究会2008年度春季研究総会、2007年5月13日、中央大学理工学部

〔図書〕(計14件)

1. 関西学院大学法科大学院教育推進プログラム運営委員会(編)、関西学院出版会、ロースクール教育の新潮流、2009年、204頁(95-107頁)
2. 杉原泰雄(編)、青林書院、新版 体系憲法事典、2008年、851頁(93-98、423-429頁)
3. 戸波江二・江島晶子ほか(編)、信山社、ヨーロッパ人権裁判所の判例、2008年、558頁(18-37、144-149、318-322、384-389頁)
4. 佐藤幸治ほか(編)、成文堂、現代社会における国家と法、2007年、753頁(335-352頁)
5. 縣幸雄ほか(編)、敬文堂、憲法諸相と改憲論、2007年、514頁(3-21頁、333-353頁)
6. 井上達夫ほか(編)、岩波書店、岩波講座・憲法1 立憲主義の哲学的問題地平、2007年、332頁(31-52頁)
7. 松井芳郎(編)、日本評論社、講座 人間の安全保障と国際犯罪組織 第4巻 人間の安全保障と国際社会のガバナンス、2007年、313頁(199-215頁)

8. 長谷部恭男ほか(編)、岩波書店、岩波講座・憲法5 グローバル化と憲法、2007年、246頁(199-225頁)
9. 梅川正美ほか、成文堂、現代イギリス政治、2006年、263頁(111-135頁)
10. 土田和博ほか(編)、日本評論社、政府規制と経済法、2006年、364頁(17-37頁)
11. Keith Ewing ほか(編)、Hart Publishing、Party Funding and Campaign Financing in International Perspective、2006年、330頁(123-152頁)
12. 初宿正典ほか(編)、三省堂、新解説世界憲法集、2006年、398頁(15-47頁)
13. 芹田健太郎ほか(編集代表)、信山社、講座国際人権法1 国際人権法と憲法、2006、436頁(203-222頁)
14. 三橋良士明・榊原秀訓(編著)、日本評論社、行政民間化の公共性分析、2006年、269頁(43-72頁、174-196頁、247-269頁)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0件)

○取得状況(計 0件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松井 幸夫 (MATSUI YUKIO)
 関西学院大学・司法研究科・教授
 研究者番号：30135892

(2) 研究分担者

倉持 孝司 (KURAMOCHI TAKASHI)
 甲南大学・法学研究科・教授
 研究者番号：00153370

柳井 健一 (YANAI KENICHI)
 関西学院大学・法学部・教授
 研究者番号：30304471

藤田 達朗 (FUJITA TATSURO)
 島根大学・法務研究科・教授
 研究者番号：10209059

松原 幸恵 (MATSUBARA YUKIE)
 山口大学・教育学部・准教授
 研究者番号：80379916

(3) 連携研究者

元山 健 (MOTOYAMA KEN)
 龍谷大学・法学部・教授
 研究者番号：80116285

愛敬 浩二 (AIKYO KOJI)
 名古屋大学・法学研究科・教授
 研究者番号：10293490

植村 勝慶 (UEMURA KATSUYOSHI)
 國學院大学・法学部・教授

研究者番号：60213394
江島 晶子 (EJIMA AKIKO)
明治大学・法務研究科・教授
研究者番号：40248985
大田 肇 (OTA HAJIME)
津山工業高等専門学校・教授
研究者番号：30203798
小松 浩 (KOMATSU HIROSHI)
神戸学院大学・法学部・教授
研究者番号：40234877
榊原 秀訓 (SAKAKIBARA HIDENORI)
南山大学・法務研究科・教授
研究者番号：00196065
鈴木 眞澄 (SUZUKI MASUMI)
龍谷大学・法学部・教授
研究者番号：30314793